

昨年、(独)全国消防機器協会が実施する「住宅用火災警報器等配布モデル事業」で、(独)全国消防本部から推薦された鳥居本学区防災推進協議会が全国20地区のモデル地区に選ばれました。選定により、住警器や消火器などが無償配布され、消防団員や民生委員の協力のもと、高齢者世帯に住警器が設置されました。この事業を通して、住宅防火について先進的に取り組み、活動されたみなさんにお話を伺いました。

■モデル事業に取り組んで良かった点  
この事業は、敬老の日を中心に全国的に展開されている「住宅防火・防災キャンペーン」にあわせて実施され、改めて災害時の地域の協力体制を見直す良い機会となりました。

■住宅防火対策での今後の活動

住警器の維持管理の必要性を呼びかけていかなければならないと考えています。住警器を取り付けた後、長い間そのままになっているお宅が非常に多く、先日も家庭防火診断で各世帯の状況をお聞きしたところ、設置されている世帯のうち4割程度しか点検等がされていませんでした。

例えば、学区全体の防災訓練等で、訓練の日は一斉に点検を呼びかける等といったことに取り組んでいきたいです。

■メッセージ

火災は、未然に防ぐことが何より大切です。そのために一人ひとりが火の取り扱いに十分注意することや住警器を設置する等、予防



鳥居本学区防災推進協議会の皆さん

対策が重要です。その一方で、万が一火災が発生しても、地域の防災訓練で培った住民の「消火力」でお互い助け合うことが重要だと考えています。

悪質な訪問販売にご注意！

住警器の訪問販売で強引に契約を迫る業者には、十分注意してください。住警器は、家電販売店やホームセンターなどで購入し、自分で取り付けることが可能です。消防署が住警器を販売したり、業者があつせんすることはありません。住警器の訪問販売は、クーリング・オフ制度の対象であり、契約日を含め8日間の契約の解除が認められます。



住宅用火災警報器は、あなたとあなたの家族を守る切り札です。まだ設置されていないご家庭は、早期に設置しましょう。

強い彦根へ

彦根市長 大久保貴

熊本地方を中心に、極めて大きな地震災害が発生しました。お亡くなりになられた人に哀悼の誠を捧げるとともに、被災された皆様にお見舞い申し上げます。彦根市も被災地の復旧復興を支援すべく、職員の派遣や義援金等に取り組み、今後も必要に応じて支援を継続してまいります。

自然災害への対応はきわめて難しい一方、人的に予防できる災いに火災予防があります。既に各家庭において住警器の設置が義務化されていますが、更に広く設置が進む必要があります。本市でも、今年に入り住宅火災が既に数件発生しました。非常に大きな損失を見るにつけ、火災予防対策の重要性を再認識しています。

是非、私たち一人ひとりが火災予防への強い意識を持ち、対応を進めたいものです。皆様のご理解とご協力をお願いします。

あつてよかった！住警器

住警器を設置していたおかげで、火災を未然に防ぐことができた例が数多く報告されています。

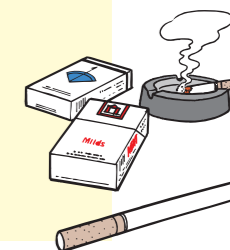
【例2】

コンロに火をつけたまま、別室で寝込んでしまい、住警器の警報音に気づいた隣人の119番通報で消防隊が出動したため、火事にはなりませんでした。



【例1】

タバコの吸殻が消えたことを確認せずに外出したところ、灰皿に溜まっていた吸殻がくすぶりだし、その煙で住警器が鳴りました。警報音に気づいた隣人の119番通報で消防隊が出動すると、火事になる寸前の状態でした。



煙を感知した住警器が鳴ることにより、隣人が警報音に気づいて119番通報をしています。もし住警器が設置されていなければ、火災が発生し、大きな損害となっていたかもしれません。住警器を設置することで、自ら火災に気づくことはもちろん、隣人や通行人が警報音で火災に気づくという効果もあります。



応急手当普及員養成講習会

応急手当普及員とは、事業所または防災組織などで応急手当の指導を行うことができる資格です。

日時 8月8日(月)～同10日(水)の3日間

各日 8:30～17:10

場所 消防本部(西今町)

対象 彦根市・犬上郡の事業所または防災組織などに属し、応急手当の指導に従事する人

費用 無料(ただし、テキスト代約4,000円が必要)

定員 20人(先着順)

申込期限 6月30日(木)

問い合わせ先 消防署本署救急係 ☎22-6119、FAX 22-9427

詳しくは彦根市ホームページ <http://www.city.hikone.shiga.jp/index.html> をご覧ください。

甲種防火管理新規講習(前期)

日時 7月13日(水)、同14日(木) 9:00～16:00

場所 消防本部(西今町)

定員 72人(先着順、消防本部管内の人が優先)

費用 4,280円(テキスト代を含む)

申込期間 6月13日(月)～同17日(金) 8:30～17:15

申込・問い合わせ先 消防本部予防課 ☎22-0332、FAX 22-9427

※電話・インターネットでの申込みはできません。

6月5日～6月11日 危険物安全週間  
「危険物 決めろ無事故の ストライク」(平成28年度危険物安全推進標語)